

横浜市心臓リハビリテーション登録 事業者申請概要

横浜市医療局がん・疾病対策課

心臓リハビリテーション推進事業担当

TEL : 045-671-2721 E-mail:ir-shinsei@city.yokohama.lg.jp

1. 制度の概要

1. 制度の概要

(1) 制度の目的

心血管疾患は再発や重症化を予防するために、適切な強度での運動や適切な生活習慣を継続することが重要です。

本制度は医療機関での治療を終えた方が運動、生活に関する指導を受けられる環境を充実させることを目的としています。

維持期の心血管患者の運動環境の提供、医療機関との連携を図ることができる運動施設、介護サービスの事業者を対象とした登録制度です。

1. 制度の概要

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

(2) 登録事業者の役割

①心血管疾患治療後の利用者の受入れ

利用者に対して心臓リハビリテーション情報提供シートに基づいた運動指導等をしてください。

②受入状況の報告

登録事業者受入状況報告書により、年2回(4月、10月)に半期分の受入状況の報告をしてください。

③登録事業者リストへの更新

受入可能な施設の情報を掲載したリストを市内医療機関へ共有し、市民に向けて横浜市ウェブサイトで公開します。

掲載情報に更新があった際には速やかに横浜市へ連絡してください。

1. 制度の概要

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

(3) 対象事業者

・運動施設管理・運営事業者

- (1)スポーツセンター等の横浜市が設置する施設の指定管理者
- (2)フィットネス産業協会に所属している事業者で、横浜市内において安全管理体制が整っているスポーツジム等を運営している事業者
- (3)運動型健康増進施設、又は指定運動療法施設を運営している事業者

・介護サービス事業者

- (1)訪問リハビリテーション、又は介護予防訪問リハビリテーション
- (2)通所介護(デイサービス)、又は横浜市通所介護相当サービス(デイサービス)
- (3)通所リハビリテーション(デイケア)、又は介護予防通所リハビリテーション
- (4)訪問看護、又は介護予防訪問看護

1. 制度の概要

(4) 登録要件

・運動施設管理・運営事業者

- (1)医療機関が作成し、提供する心臓リハビリテーション情報提供シートに基づいた運動を行いうことが可能な設備を有すること
- (2)健康運動指導士又は同等の知識・技能を有する職員を配置し、個人の運動強度にあった運動のアドバイスをすることが可能であること
- (3)横浜市が指定する研修を受講すること

・介護サービス事業者

- (1)医療機関が作成提供する心臓リハビリテーション情報提供シートに基づいた運動を支援することが可能な環境を有すること
- (2)個人の運動強度にあった運動指導をすることが可能であること
- (3)横浜市が指定する研修を受講すること

1. 制度の概要

(5) 認定マークについて

- 登録事業者には登録認定マークのデータを交付します。ウェブサイトでの掲示に活用ください。なお、施設案内等の印刷物に使用する際は事前に横浜市にご相談ください。
- ウェブサイト、印刷物等で使用する際にカラーは変更しないでください。
- 使用の際には縦横比は変えず、印刷物での使用の際は38mm×29mmより小さくならないようにしてください。



心臓リハビリ
横浜市登録施設

運動施設管理・運営事業者



心臓リハビリ
横浜市登録施設

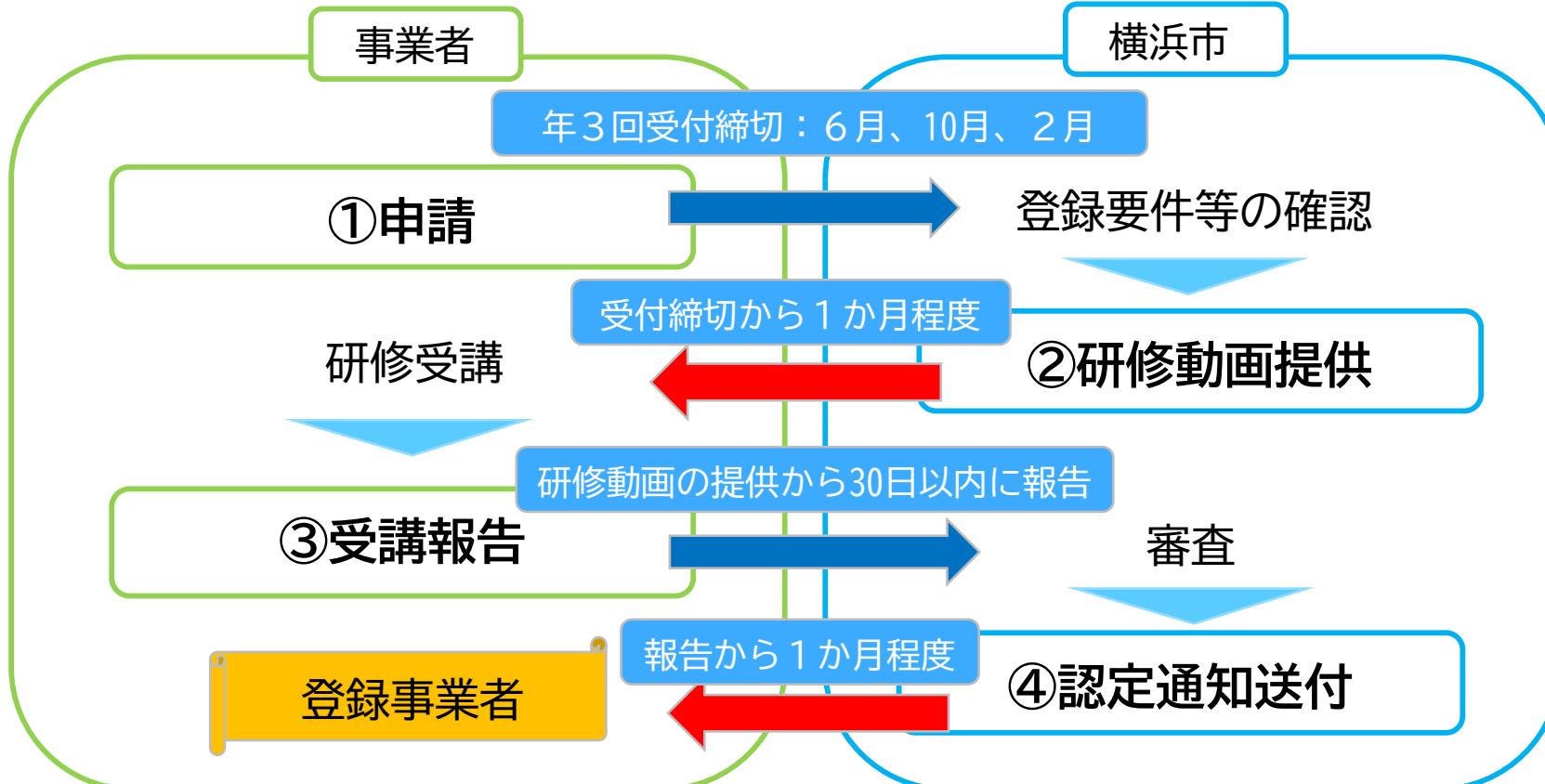
介護サービス事業者

2. 申請手順

2. 申請から認定までの流れ

6年度の受付締切は7月末日まで

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA



2. 申請から認定までの流れ

①申請

- ・事業者は申請書を電子メールで横浜市に提出してください。
- ・横浜市内の受入可能な施設について施設情報提供書に記載してください。
受入可能な施設が複数ある場合はすべての施設の情報を記載してください。

②研修動画提供

③受講報告

- ・申請した事業者は横浜市が提供する研修動画を30日以内に視聴して、
アンケートに回答してください。

④認定通知

- ・受講報告が完了した事業者を登録事業者として認定し、横浜市から
認定通知書により通知します。
- ・横浜市が登録要件を満たしていないと判断した事業者には、
否認定通知書により、通知します。